

参考資料

1. 策定委員会設置要綱

小美玉市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 小美玉市の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定及び都市計画マスタープラン等の計画期間内における改定を行うため、小美玉市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランの次に掲げる事項について、広範な見地から検討し、市長に提案する。

- (1) 将来都市像に関する事項
- (2) 都市整備の方針に関する事項
- (3) 実現化方策に関する事項
- (4) その他、委員会において必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 市の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定、又は計画期間内における改定が完了したときをもって、その任期を終了する。

2 補欠により委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選によってこれを定める。ただし、都市計画マスタープラン等の計画期間内における改定を行うための委員会の委員長及び副委員長は、委員のうちから市長が定めることができる。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 第2条に規定する事項について、委員会の所掌事務を円滑に遂行するために事前調査及び調整等を行う必要があるときには、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は委員長が指定した者(以下「構成員」という。)をもって構成する。
- 3 作業部会は会長を置くものとし、会長は都市整備課長をもって充てる。
- 4 会長は、作業部会の会務を総理し、会議の座長となる。
- 5 作業部会は会長が招集する。
- 6 作業部会は会議を直接開催することのほか、電子データ等の通信による情報収集により、必要とする調査及び調整等を行うことができる。
- 7 会長が必要と認めるときは、作業部会に構成員以外の者の出席及び参加を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委託)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、専門的機関へ策定に必要な調査・検討を委託することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市整備課において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則 (令和2年告示第207号)

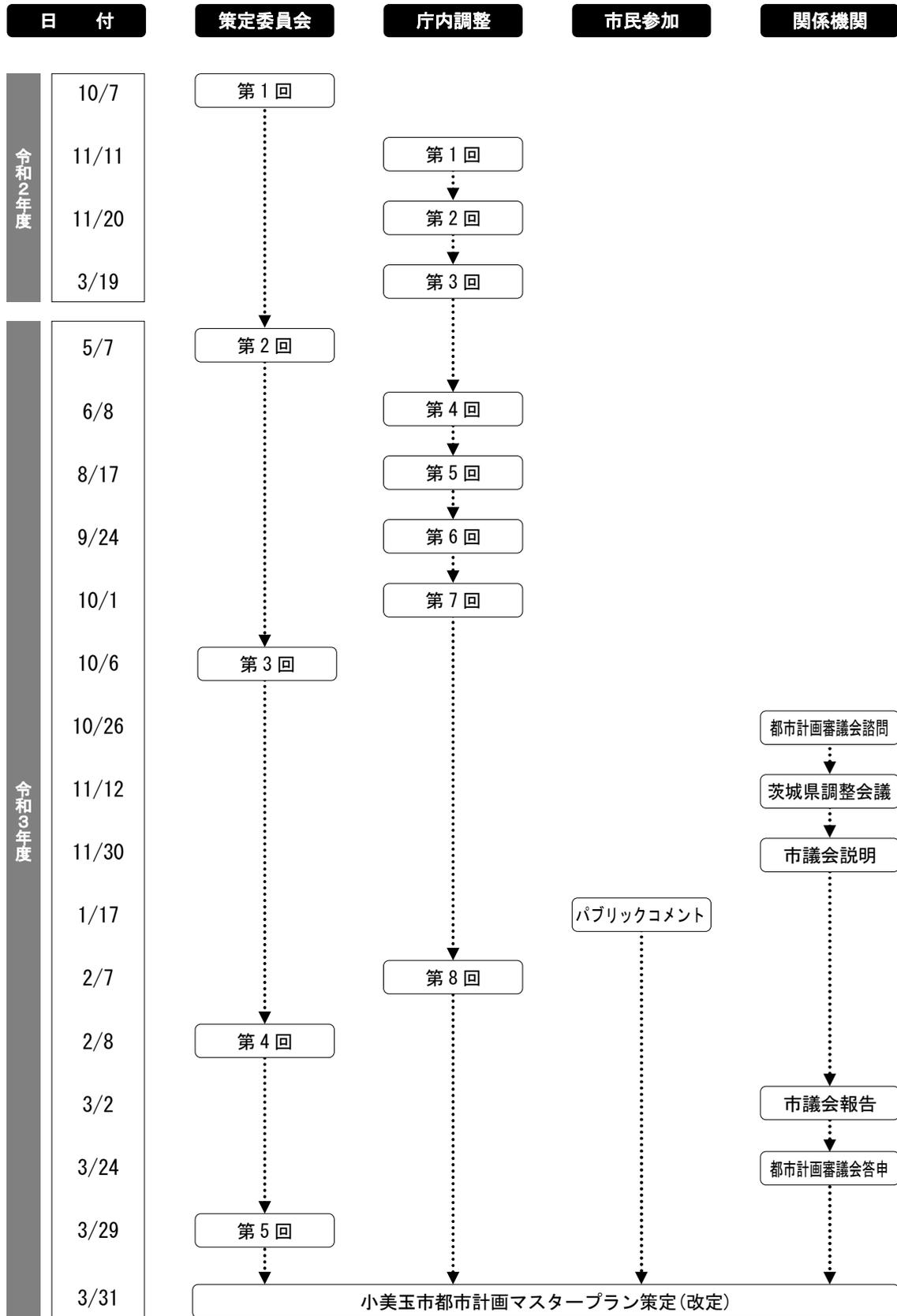
この要綱は、令和2年9月18日から施行する。

2. 諮問機関名簿

(1) 小美玉市都市計画審議会名簿

選出区分	氏名	備考
識見を有するもの	石川和宏	会長
	村尾 實	副会長
市議会議員	荒川一秀	
	市村文男	
	福島ヤヨヒ	
	笹目雄一	諮問迄
関係行政機関 又は茨城県の職員	磯辺 隆	
	飯田 勤	
小美玉市の住民	稲田 弘	
	坂 簡二	
	大曾根 光江	
	百地 榮子	

3. 策定経緯



4. 用語集

【あ行】	
ICT	情報通信技術 (Information and Communication Technology) であり, IT (情報技術) を活用することで, より便利で快適な社会の実現を図る技術
アクセス	移動して近づくことや, 交通, 交通の便のこと
一級河川	国土の保全または国民経済上, 特に重要な水系であり, 河川法によって指定された河川
運動公園	市民が主に運動に利用する公園で都市規模に応じて 15ha~75ha の規模を標準とする
液状化	地震の揺れにより地盤が液体状になる現象
駅の橋上化 (えきのきょうじょうか)	鉄道駅の駅舎を線路の上部に建設すること
SDGs	持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) のことで, 2030 年までに持続でよりよい世界を目指し, 17 のゴール・169 のターゲットから構成される国際目標
NPO	Nonprofit Organization の略語であり, 公益的な市民活動を行なう民間団体の総称だが, 近年は特定非営利活動法人を示すことが多い
【か行】	
街区公園	主に街区 (道路で囲まれた複数の宅地のまとまり) に居住する人が日常的に利用する公園で 0.25ha の規模を標準とする
河川空間	河川及び河川に係わるその周辺の自然環境等を含めた一帯を指す
合併浄化槽 (合併処理浄化槽)	微生物等の働きを利用して汚水と生活排水を処理する浄化槽
緩衝緑地	住宅・商業地域・空港周辺での大気汚染・騒音・悪臭等の公害の防止・緩和や工業地帯の災害防止等を目的として設ける緑地
協働 (きょうどう)	さまざまな人や主体が同じ目的のために協力して共に働くこと
居住誘導区域	立地適正化計画において, 都市の居住者の居住を誘導することで人口密度を維持し, 生活サービスや公共交通の利便性の向上を図る区域
緊急輸送道路	災害直後から発生する応急活動や緊急輸送を円滑に実施するための道路のことで, 高速自動車国道や一般国道, これらの道路と連絡する幹線的な道路や防災拠点と相互に連絡する道路
近隣公園	主に近隣住区に居住する人が利用する公園で 2ha の規模を標準とする
区域区分	「線引き」とも言われ, 市街化区域と市街化調整区域の区分のことで, 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し, 計画的な市街化を図るため必要に応じて定める
ゲートウェイ	異なるものを接続するための部分のことで, まちづくりにおいては地域の玄関口や, 接続地点等の意味を示す
原風景	心の奥にある原初の風景や幼少期の体験により懐かしさを感じる風景のことで, 心象風景の場合もある
建ぺい率 (建蔽率)	敷地面積に対する建築面積の割合
公共下水道	主として市街地における汚水を排除・処理するために市町村が管理する下水道
固結	本計画では緩い地盤をセメント等の固化材と混合し固める工法を指す
湖畔住宅 (こはんじゅうたく)	各種の水辺付近において水辺資源を建築物等に上手に取り込むことや一体化する等の工夫を凝らした特徴的な住宅
コミュニティバス	一定の地域内をその地域の交通需要に合わせて運行するバス
コンパクトシティ	都市の拡散化や分散化の結果として, 過度の自動車依存による「環境負荷」, 都市基盤施設整備等が非効率的となる「経済負荷」, 人口減少で地域コミュニティが衰退する「人的負荷」の対策として, 公共交通等で円滑に結ばれ, 公共施設等の都市機能が集約的に配置された密度の高いコンパクトな市街地を形成する考え方

【さ行】	
サイン	地域における地名，各種施設，地図等の案内表示
里山	屋敷林，田んぼや畑等の，人の手によって人が利用するために造られた自然や都市と山間部の中間に位置する自然
産官学	民間企業（産），政府・地方公共団体（官），教育・研究機関（学）の総称
指定避難所	災害対策基本法において，災害の危険性があり避難した住民等や災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設
シビックプライド	地域への愛着や誇りと当事者意識
締固め	緩い地盤を振動や衝撃，固結体を造成する等で地盤の密度を増大させる工法を指す
住区基幹公園	市民に身近な公園であり，街区公園，近隣公園，地区公園が含まれる
循環型社会	天然資源の消費の抑制を図り，環境への負荷を低減させる社会
準用河川	河川法に基づく河川のうち，一級河川，二級河川以外の河川
人口ビジョン	各自治体における人口の現状を分析し，人口について住民の認識の共有を図り，今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの
心象風景	現実の風景ではなく，思い出や願望等を含めて心の中でイメージしている風景
親水公園	河川や湖沼等の地形を利用して水と親しめるように作る公園
ストック	一般に在庫のことや保管しておくことであるが，まちづくりにおいては地域資源等が保全・担保されており，将来に活用できる状態であることを指す
スマート IC	スマートインターチェンジの略語で，高速道路で本線やサービスエリア，パーキングエリア等から出入りができるように設置する簡易的なインターチェンジ
総合公園	市民が運動，休息，鑑賞，散歩，遊戯等総合的に利用する公園で都市規模に応じて 10～50ha の規模を標準とする
礎材（そざい）	本計画における造語であり，本市にある自然，歴史，文化，産業，人等の地域固有のさまざまな資源を生かす発想
【た行】	
ターミナル	鉄道や航空，バス等の発着・終着地や交通路線が集中する所
待避所	狭い道路で車両同士が行き違いを行うために 1 台の車両が待避できる空間
地域コミュニティ	地域内の組織・集団または人同士のつながり
地域地区	都市計画区域内を土地利用目的によって区分し建築物等の基準を定めることで，土地の合理的な利用を図る計画
置換	本計画では緩い地盤を別の材料で置き換え液状化を防止する工法を指す
地区計画	まとまりのある地区を対象に住民の意向を反映しながら地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりの計画を定め，建物を規制・誘導し，住みよい特色のあるまちづくりを総合的に進めるための制度
地区公園	主として徒歩圏内に居住する人が利用する公園で 4ha の規模を標準とする
地産地消	地域で生産された農林水産物をその地域内で消費する取り組み
辻広場（つじひろば）	辻，つまり主要な道路の交差点付近に設ける広場であり，まちの景観を高め，目印や休息，地域のシンボルとなる広場
DX	Digital Transformation の略語であり，デジタル技術を活用し顧客や社会のニーズに応じて事業や組織等を変革していくこと
デマンド交通	事前予約で時刻・乗降地点等を利用者のニーズに応じて柔軟な運航を行う交通サービス
特定環境保全公共下水道	主として都市計画区域外における汚水を排除・処理するために市町村が管理する下水道
特定用途制限地域（とくていようとせいげんちいき）	区域区分を行っていない都市計画区域の用途地域外等において，何らかの用途の建築物を制限する都市計画の仕組み

都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、土地利用や都市施設の整備等都市計画の内容、その決定手続及び都市計画制限等について必要な事項を定めた法律
都市計画区域	都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することを目的として県知事が指定する区域
都市計画道路	主に都市間や市街間、市街地内等を連絡する等、都市における骨格的な道路であり、都市計画法に基づいて都市計画決定する
都市計画マスタープラン	都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市における将来像や、土地利用や市街地整備、道路、公園、下水道、河川等の都市計画決定に関連する方針等を定める
都市基幹公園	市民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等に利用する公園で、総合公園や運動公園が含まれる
都市機能誘導区域	立地適正化計画において、医療・福祉・商業等の生活サービス機能を中心拠点や生活拠点に誘導し集約することで効率的な提供を図る区域
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体や国が設置する公園や緑地
都市公園法	都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的として都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めた法律
【な行】	
ニューノーマル	社会に大きな変化が起こることで、以前の生活様式に戻らず新たな日常が定着すること
ネットワーク	一般に「網」の意味で、まちづくりにおいては道路等の線的なつながり、あるいは主要な施設や拠点等を相互に結びつけること
農業集落排水事業	農業振興地域における農業用排水の水質保全や機能維持を図ることを目的として農業振興地域内の主に集落を対象とする汚水処理事業
農業振興地域	総合的に農業の振興を図り農業的整備施策を計画的に推進するために県知事が指定する区域であり、農業振興地域整備計画に基づいて農用地として利用すべき土地を農用地区として指定し、開発行為等の土地利用を規制する
ノーマライゼーション	バリアフリーの基本となる考え方で、すべての人が隔離されずに助け合いながら暮らす考え方
【は行】	
ハザードマップ	国土地理院では「自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図」を指す
パブリックコメント	市民意見を行政施策に反映するための仕組みであり、本市では市の重要な事案等を策定する過程で内容等を公表し、広く市民から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する手続き
バリアフリー	社会生活を送る上で障壁となるものを取り除く意味で、さまざまな人が日常生活を円滑に行えるための工夫
避難場所（指定緊急避難場所）	災害対策基本法において、災害が発生または発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための場所
PFI	Private Finance Initiative の略語であり、民間の資金と経営・技術能力を活用し、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等を行う公共事業の手法
PDCA サイクル	P (Plan : 計画), D (Do : 実行), C (Check : 確認), A (Action : 見直し) の流れにしたがって継続的に改善する仕組みによって事業や施策を効果的に実施していくこと
ビオトープ	「bio (生物)」と「topos (場所)」の合成語で、その地域に生息する野生生物が安定して生息ができる空間
プロジェクト	本計画では都市計画やまちづくりに関わる事業や施策を指す
ポテンシャル	潜在的な力や可能性の意味であり、まちづくりにおいては都市や地域が潜在的に持つ発展の可能性を指す

【ま行】	
水緑軸（みずみどりじく）	本市の地域資源である河川や湖岸等の水辺の周辺に形成されている緑地を一体性や連続性でとらえた「水と緑の軸」
【や行】	
谷津田（やつだ）	「谷地田」とも言い、台地に挟まれた谷間にある水田や谷地にある湿田
容積率	敷地面積に対する延べ床面積の割合
用途地域	都市計画区域内において、それぞれ異なる一定の利用目的ごとにいくつかの地域地区を区分し、必要な建築規制を行なうことで土地利用を純化し、都市全体や市街地の適正な土地利用を図る仕組み
【ら行】	
ライフライン	都市生活に必要な不可欠な水道、電気、ガス、電話等の基盤施設
立地適正化計画	都市再生特別措置法に基づき、今後の人口減少や少子高齢化社会に対応した持続可能な都市の実現を図るため方針や区域を設定し、立地の誘導を図るために講じる施設等を示す計画
緑住環境形成地区（りよくじゅうかんきょうけいせいちく）	本市の豊かな自然環境と集落環境が調和し、茨城空港等の地域発展効果を生かした居住スタイルや、沿道型の業務地等の形成を図る地区をイメージした名称
リーディングプロジェクト	本計画において本市全体の都市づくりを牽引・リードし、計画の効果を高める役割を果たす先導的な事業のこと
レクリエーション	仕事・勉強等による疲労を癒すために休養や娯楽を行うこと
【わ行】	
ワークショップ	一般に「工房」や「作業場」の意味で、まちづくりにおいては説明会等の一方通行ではなく、参加型や体験型でまちづくりを市民と共に検討する方法